

## 各種委員会等の謝金等

平成 28 年 4 月 1 日

### 1 理事会

理事会出席に係る理事及び監事への謝金は支払いしないものとする。

### 2 一般社団法人日本木材輸出振興協会が設置する各種委員会等

林野庁が毎年定める「謝金支払基準」の「会議出席謝金」の単価（日額）を準用する。

### 3 国立研究開発法人森林総合研究所職員である委員等

国立研究開発法人森林総合研究所受託出張規程に基づく同研究所からの請求書により支払う。

### 4 講演会、シンポジウム等講師

林野庁が毎年定める「謝金支払基準」の「講演謝金及び助言謝金」の単価（1時間当たり）を準用する。

5 2～4の基準により難い特殊事情のあるものは、別途決裁により決定された額。

### 6 共通事項

委員等の勤務先又は住所から委員会等開催場所までの行程（片道）が、21キロメートル以上の場合は、当協会旅費規程に基づく旅費又は交通費のいずれかを支給する。

但し、旅費の支給を受ける者の委員会等の謝金等が支給される日の日当は、支給しない。